

	文書分類	回 覧 処 分					
	M・5・ 1・8	会 長	副 会 長	副 会 長	事務局長	係 長	係 員
月 日	保存種別						
	永 久						

第 25 期川崎町農業委員会

令和 7 年 2 月総会議事録

期 日 令和 7 年 2 月 10 日（金）

場 所 川崎町役場庁舎
2階 入札室

令和 7 年 2 月 10 日開催、川崎町農業委員会総会を川崎町役場庁舎 2 F 入札室招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後 13 時 30 分

2、出席委員(9 人)

1 番 田所 義信	2 番 中島 隆	
4 番 西山 一郎	5 番 松江 英幸	
7 番 星野 宗広	8 番 中村 明	9 番大内田 峰夫
10 番 原口 友博	11 番 山下 理江	12 番 原 健治

3、欠席委員(3 人)

3 番 藤川 航
6 番 宗吉 弘行
13 番 横田 裕子

農地利用最適化推進委員（2 人）

金子 進
奥 俊英

4、本会事務局 局長 森元 幸吉 係長 三浦 竜治 主任主事 早川 城治

5、事務局長開会あいさつ

議 事 日 程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 ●●番 ●●委員、 ●●番 ●●委員

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（5 件）

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届け出（合意解約について（4 件）

その他

事務局長

定刻になりましたので今から、令和 7 年 2 月の農業委員会を開催いたします。

議 長

それでは田所会長、挨拶をお願いします。

みなさん、こんにちは。

先日の、先月 28 日の研修会についてはですね大変お疲れさまでございました。

ただし、28 日の研修会に参加された方の中からですね、3 名ばかり、コロナ感染されたということで、非常に厳しい状況ではあったんですが、おかげをもちましてですか皆さん回復に向かわれて、今日もご出席していただいておりますということでございます。

そういうことでですねここ何日か、非常に寒さも厳しくなっております。

そういうことで、体調面のほうについてはですね十分に注意していただきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

事務局長

はい、ありがとうございました。

本日は、●●さん、●●さんから、欠席の連絡がありました。

本日は農業委員 13 名中、現在 8 名の出席がありますので、定数に達していますので総会は成立いたします。また、推進委員さんは 6 名中、●●さんと●●委員さんがお休みなので、4 名となっております。

これより議事を行いたいと思います。

議長は、規則第 4 条の規定により会長をお願いいたします。

それでは会長をお願いします。

議 長

はい。

それでは議事に入ります。

議事日程、議事録署名の指名の決定について議題といたします。

議事録署名委員は議長において指名することに意義ございませんか。

意義はなしと認め、議事録署名委員は●●番、●●委員、●●番●●委員、をお願いいたします。

それでは議事に入ります。

議案第 1 号、番号 1、農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局説明方をお願いします。

係長

はい。

議案第 1 号、農地法 3 条の規定による許可申請について、番号 1、申請人、譲受人、住所、添田町大字落合、●●番地●●。

氏名、●●、年齢 57、家族構成、人員 2、農主 1、農住はありません。

耕作面積、自作地 1681 平米。

貸付け地はなく、1681 平米の農地を所有しています。

農機具の状況としましては、刈り払い機が 2 台持っているという

ことです。

譲渡人、川崎町大字安真木●●番地●●、氏名、●●、年齢 55、家族構成、人員 2、農主、農住はありません。

耕作面積、7451 平米、貸付け地はなく、7451 平米の農地を所有しています。農機具は持っていません。

土地の所在、大字安真木字原、地番●●番●●、地目、畑、地積 989 平米ほか、合計 2 筆 3242 平米となっています。

通作時間、これ、すいません間違えてまして。

車で 15 分に直してください。

申請理由は売買となっています。

この議案は、売買予定地は、●●小学校から●●に入ってすぐのところで、●●の横のところになります。

譲受人の●●氏は、4 ページの写真を御覧ください。

皆さんも御覧になられたことがあるかもしれませんが、●●の香りという●●をつくっている方で、●●の●●の製造販売を行っている方です。

譲渡人の●●氏は、20 年以上、この●●氏へ柚子をおろしていました。

土地の所有は●●氏であります、実際土地を管理していたのは●●氏の母であり、その母が高齢のため、畑の管理が厳しくなったということで、●●氏へ畑を買ってもらえないかと相談したことから、ずっと柚子をおろしてもらっていたこともあり、ゆず畑と一緒に、その横の畑も購入することになり、今回の 3 条申請となりました。

この農地を購入後もずっとゆずをつくっていくということです。1 月 29 日に、●●委員と●●委員とで現地確認に行ってきました。

2 ページに位置図、3 ページに航空写真をつけています。

よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。現地確認した●●委員、補足説明をお願いいたします。

●● 委員

議長。

1 月の 29 日に、●●委員と事務局と私と、現地確認をいたしました。

今言ったように、●●の手前から右に入った●●番、これ柚子畑でございます。

今、事務局が言ったとおりでございます。これを耕しよった●●さん、高齢になったため、柚子畑と一緒に、●●番●●、これは、畑でございますけど、一緒に売買するということでございます。

審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

はい。

ただいま事務局説明及び●●委員の補足説明が終わりました。質疑のある方は挙手をお願いします。

係 長

ございませんか。

ないようですのでお諮りいたします。

議案第 1 号番号 1、農地法第 3 条の規定による許可申請について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

はいありがとうございます。賛成多数ですので、議案第 1 号番号 1、農地法第 3 条の規定による許可申請について、原案どおり承認といたします。

続きまして議案第 1 号、番号 2 から番号 5、農地法第 3 条による一括許可申請について事務局説明をお願いいたします。

はい。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、番号 2 から番号 5、申請人、譲受人、住所、川崎町大字田原●●番地●●、氏名、●●。年齢から家族構成については、●●が買うということですので省かせていただいています。

耕作面積、自作地 1 万 1 千 486.44 平米。

小作地はなく、●●は今 1 万 1 千 486.44 平米農地を持っています。

農機具の状況としましては、トラクターやコンバイン、乗用草刈り機や噴霧器など、ある程度の農機具のほうは持っています。

譲渡人、住所、大字安真木●●番地●●、氏名、●●、年齢 73、家族構成、人員 3、農主 1、農住はありません。

自作地、8425 平米。

小作地はなく、8425 平米の農地を持っています。

農機具の状況としましては、トラクター、田植機等を持っています。

ほか、2 番から 5 番の方たちもそれぞれ記載させていただいています。

土地の所在、大字安真木字西岸、地番●●番●●、地目、田、地積 176 平米、通作時間が自動車で 5 分、申請理由は売買となっています。

この合計 4 名の 9 筆の 7267 平米が、今回の●●が買う農地となります。

この議案の売買予定地は、●●の裏の川を挟んだ山側のところになっています。

この 9 筆の農地は、現在、田として利用されていますが、●●が購入後は、●●者のための●●農地として、畑として活用していく予定であります。

1 月 29 日に、●●委員と●●委員とで現地確認に行ってきました。

6 ページに位置図、7 ページに航空写真をつけています。

よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま事務局、説明終わりました。現地確認した●●委員、補足説明をお願いいたします。

●● 委員

議長。

同じく 1 月 29 日に、●●委員、事務局、私と、現地確認をしました。

場所は、●●の裏のほうにも、川の向こうの田んぼでございます。何年か前まで、ここに●●場を作るということで計画をしておりましたが、それが中止となりまして、売買をまだされておられません。

今度は畑として、売買をするということになりました。どうかよろしくお願いします。

議 長 はい、事務局及び●●委員の補足説明が終わりました。質疑のある方は挙手をお願いします。

●● 委員 はい。

●●の●●用地に使うということなんですけど、●●は別個に 1 万 1 千持っとるんやけ、買う必要ないんやないか。

そこで、●●すれば済むことじゃないですかね。

議 長 特段そこで、この分新規に買う必要はないと思うんですよ。

いわゆる、●●委員の言われるのは、●●が別個に 1 万 1 千㎡の農地を所有しておると、ということでここで新規に農地を所有する必要はないじゃないか。

いわゆる、●●施設をつくるなら、今現所有しておる農地を有効利用したほうがいいんじゃないかということを言われておると思います。

事務局 長 それで皆さん方が何か御意見、また事務局、御意見等があれば。現在町が所有している部分につきましては、上真崎農地になるかと思うんですけど、あそこは現在●●農地っちゃうわけではないんですよね。今現在つくってるところで。

今回、●●裏のほうで、●●農地をつくって、新規でこられる方が。

●● 委員 だからね、●●農地じゃないけど。

その分、やっぱ収得費用はかかるやないですか。

別途買う 1 万 1 千持っとる中で、その半分なり使えば、●●用地として使えるんじゃないですかっていう話。

事務局 長 今現在はですね。

農地は持ってますけども、今、いろいろつくってもらってるんですよね。今空き圃場がない状態なんですよね。

●● 委員 貸してるところに返してもらって、貸してる方に悪いんですけど、その費用を出す必要ないと思うんですよね。

要するに、買うとしたら、やっぱ金が相当な額がかかると思うんですよね。

それからこれ田んぼの単価で買うんなら結構なんですけど、田んぼの値段が今ちょっと下がってますんで。

その値段がどれぐらいになっとるんかわからんけど、新たに、7 千何ぼっちゃう、買わんでも、●●農地なら 3 反ぐらいありやできるんじゃないかと思うんやけど。

どうでしょう。

議長
●● 委員

買収費用は、私どもはわからんけど。
わからんけど、●●の買うとしたら、今の現在流通しとる田んぼの値段と、要するに、宅地で買うのか、雑種地で買うのか、値段が違うと思うんですよね。

事務局長

現在、田ですので、田で買う予定です。
田んぼとしてですね。

●● 委員

なぜここかっていうところは、●●が近いというところで、●●に野菜をつくるのが目的とですね、販売のノウハウもみな、覚えていただくというところで、管理しやすいところで、ここが予定地とされたわけなんですけど。

それ、わかるんやけど。それで、ここ西日がもうあたらんちゃね、半分昼から日があたらんと思うんですよね。

耕作地にはちょっと向かんと思うよね。

●●のあそこやったら、24時間じゃないけど8時間なら8時間十分日が当たるき、野菜つくるのに適しとると思うんですよね。そこも考えて、耕作地、研修地か、をしたらいいと思うんやけど。そしたら作物つくるにしても、100%もいかんでも、90%とかそういう生産があがると思うんですよね。

それでこういう日陰のとこやったら、極端に言うたら半分しか収穫出来ませんでしたとか、出来が悪いとかいう問題が出てくると思うんですよね。

●● 委員

そこをちょっと考えてほしいんですよ。

結局ここあれやろ、ハウス建てるために買いよるっちゅう話じゃない。

今度の生産拡大会議の関係で買いようと思うんやけど。

どういうふうな構造的なことをするかが全く上がってきてないきたい。買うとは知っちゃたんやけど、どのようなあれかなと思って。それとね、新規就農事業やけどね、新規就農する人がおるか。

事務局長

あのですね、本題はいいですか。おる、おらんは別です。

いや、●●としてですね、そういう農家さんを川崎町に増やして、●●もできることやしですね、生産者を増やしたいという思いから、この農地を買うようになったんですよね。

ハウスを建てる建てないは、まだそこは決まってません、はっきり。

結構、先ほど●●さんがいわれた●●の農地、日当たりがいいよっていう話なんですけど、あそこの目的はですね、●●に出していただきたいということで、農家さんにつくってもらってる状況なんで、その面積を減らしたくないというところもあるんですよね。

●● 委員

はっきり言うて、買わないけんようになったんやろ。

極端に言えば●●用地がお流れになったき、そういうことやろ。

そこは私はよく分かりませんけども。

事務局長

それ買う金はね、税金で買うと、それとも補助金で買うと。

●● 委員
事務局長

補助金もあります。

税金で買うと言われたらちょっとこう不満があるんですけど、一応ですね、●●の関係で予算も取れてましたので、そういう補助金がありますので、それも活用して、経営していきたいと思うんです。

●● 委員

こちらへ聞いたらね、ちゃんと土地があるのにねわざわざ買わんでもいいやないかという話やったけどね、もし買うならね、町民の税金とかやったら別に買わんでもいいかなって思ったんよ。それを使うて買うなら、けどまあね、補助金とか何かあるなら過疎地なんとかとか、そんなんで使うならあるかと聞いてみました。

●● 委員

それも税金さね。

結局、●●用地をつくる予定でそれがお流れになったとき、どうしようもない、所有者から、その分は寝かした分は買わないかんといい了解じゃない、極端に言えば。悪く考えれば。

事務局長

そこはよく分かりません。

●● 委員

そこが日当たりが悪いところやったら、●●さんが言いよったようにハウスを建てて作るとか、そういうふうにな作物は出来んと思う。

これ山、陰なんだから半日しか陽があたらんけ。

●● 委員

今、議論されてることは農業委員会の承認するかせんかには、あんまり関わりがないと思うんですよね。

あとどう使うかこう使うは行政の問題であって。

●● 委員

その金の出どころが、今言いよったごと、町の税金を使うなら、そこでせっかく土地があるのに買わんでもいいかって話。

●● 委員

ただ、それは農業委員会の議論の対象じゃないということだと思うんですよ。

それはあくまで町の行政の問題であって、この土地の売買は、なりたつどうかを議論するところじゃないかと思います。

●● 委員

だから、せっかく土地があるのに。それは分かるでしょ。

●● 委員

それは行政の問題であって農業委員会の議論の対象ではないと思うんですよ、判定の。ただこれはいいか悪いかという中身がね。

●● 委員

それを聞いとかと、賛成するしないがあるじゃないですか。

●● 委員

でも法律的には、そこは農業委員会があんまり立ち入るところじゃないというふうに。

●● 委員

売買するかせんかの決議案が農業委員会にあるから。

●● 委員

そき、議題にでちゃんやないと。

●● 委員

それは、3号の法律にのっとって、する場合に、それは3号上の切り口から見てこれはちょっとおかしいんじゃない、それは売買、転売される可能性があったり、放棄されるような可能性が高いと。だからちょっとそれは待った掛けたほうがいいかなというようなことだったら、農業委員会の判定対象になると思うんですけど。それを町がどう使おうか、どっから金が出るかっていうことに関しては、農業委員会とは違うところの議論だと私は思う。

●● 委員
●● 委員

その意見は分かります。
もし、これ●●が所有するとするやろ。
近辺に基盤整備をするとしたら、●●の土地では基盤整備できんもんね、はっきり言うて。
●●の土地は基盤整備する必要ないって、結局蹴らるっとよ。
周りがするとき一緒にすること、仮になったときにね、そのときまた●●が個人に振って、またせないけんことなるんよ、その例があるさね。

事務局長

すいません、今日は農業委員会でこれを諮ってもらっただけなんで、今後どうするかについては、それは思いはあるでしょうけど。そこを議論する場じゃないので、農業委員会としては農地をちゃんと活用できるかどうかの議論をしていただきたいと思います。

議 長
●● 委員

皆さんどうですか。
今のところ、今の●●の農地をね 100%活動しようかどうか、それをせんで、結局足らんで買うなら分かるけど、全体的にも活動しようかどうかの問題がちょっとあるんよね。
これはもう、どっち買うとやきたい。通さないけめえとはおもうけど。

事務局長

すいません、その農地とはちょっと切離してもらえませんか。
今回目的が違うので、そこは切離してください。

●● 委員
事務局長
●● 委員
●● 委員
事務局長

足らんき、これ買いよんやろ。
いや違う。
それじゃあ目的が分からんよね。
分からん。

目的は、今、●●農地は生産量を増やすために農家さんに作っていただいてるんですよ。
で、今年度は動いてもらってますけど、量の確保がどれぐらいできるのかとか、田んぼの圃場などで野菜がどれぐらいできるのかと、今実験やってもらってるところでございます。
今回の●●裏については、農業者の育成のために使うということなんで、生産量じゃないんですよ。
目的が違いますので、ちょっと別個で考えていただきたいと思います。

議 長

いいですか、今事務局のいっているのは、●●の農地は、今後の●●ができる、そういう中で、生産量がどのぐらいできるかっちゃうことである程度生産量をの目標といいますか、その数字を使うために農地を貸付けて生産していただいておりますというのが●●の農地の目的である。
今回この取得しようとするこの●●の裏の農地については、いわゆる、これから農業を始めたいという、●●、そういうものに対しての、いわゆる●●施設としてつくりたいと。
ということでこの農地を取得したいということでいわゆる農地の使用目的が全然違うということでございますのでそのところを加

●● 委員

事務局長
議長
委員
議長

係 長

味してほしいということは今事務局のほうから意見が出ておるようなかたちではないかなというふうに思います。

そういうことで今皆さん方からのいろんな今意見が出ておりますが、まだ、どういうふうにするか、また皆さん方の意見が他あればですね、出していただきたいというふうに思います。

次、ここ買って●●用地にするっちゅうことは間違いないですよ

ね。

間違いないです。

ほかにはないですか。

ありません。

一応意見が出尽くしたという形の中で一応この議案、いわゆる、

採決したいと思います。

議案第 1 号の番号 2 から番号 5 の、農地法第 3 条による一括許可申請について、承認するという方。

賛成の方については挙手をお願いします。

はいありがとうございます。

賛成多数ですので、議案第 1 号、番号 2 から番号 5 の農地法第 3 条資格申請については、原案どおり、承認いたします。

続きまして、報告第 1 号、農地法第 18 条の第 6 項の規定による届出、合意解約について事務局説明方をお願いします。

はい。

報告第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出、合意解約について、番号 1 から 3 については、先ほどの 3 条の●●が

購入予定の農地の関係するものですので、一括で報告させていただきます。

賃貸人、住所、飯塚市、津島●●番地●●、●●の●●号、氏名、●●ほか 2 名。

賃借人、田川郡赤村大字内田●●、氏名、●●、土地の所在、大字安真木字西岸、地番、●●番●●、地目、田、地積 1454 平米ほか、合計 6 筆の 6373 平米の合意解約となります。

契約期間については、令和 3 年 5 月 20 日から令和 8 年 5 月 19 日までの 5 年間、および令和 6 年 5 月 20 日から 9 年 5 月 19 日までの 3 年間、権利の種類としましては、基盤強化促進法による利用権になっています。

解約の理由は、●●の●●のための●●農地として売買契約するために、合意解約するものであります。

続きまして、報告第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出、合意解約番号 4、賃借人、住所、川崎町大字川崎●●番地●●。氏名、●●、賃借人、住所、川崎町大字田原、●●番地の●●、氏名、●●、土地の所在、大字田原字寺前、地番●●番●●、地目、田、地積 1528 平米。

契約期間は、平成 29 年 11 月 20 日から平成 39 年 11 月 19 日までの 10 年間、権利の種類としましては、基盤強化促進法による利用権となっています。

議長

係長

解約理由は、ここは、●●の建設のために合意解約されるということです。以上です。

ただいま事務局の説明が終わりましたがこの件については報告だけですので、お諮りすることはありません。

それではその他何かありますか。

はい。

皆さんの御手元に 1 枚お配りさせていただいていますけれども、賃借料情報（小作料について）ということで、令和 7 年度の賃借料情報を提供します。

賃借料は、農地の貸主、借主の間で決めることが原則ですが、両方で決めることが出来ない場合、下記の金額を参考にしてください。

賃借料情報はあくまで目安であるため、農地の実情に応じて、貸主借主の双方でよく協議した上で締結してください。

この表をつくるに当たってですね、農林水産省の資料により、令和 6 年度の相対取引の取引価格の全国平均が出ましたので、ちょっと説明させていただきます。

農林水産省のホームページにでています。

米の取引に関する報告、出荷業者と卸売業者との間で、数量と価格が決定された主食用の相対取引契約の価格、玄米 60 キロ当たり、令和 6 年度産のお米、6 年の 12 月現在の価格ということで、品目と、いろいろこう出てまして、福岡のほうでは、夢つくしが 2 万 3542 円、ヒノヒカリが 2 万 4576 円、元気つくしが 2 万 4343 円というようなかたちで、農水省の調べの中で数字が出てまして、それを全国平均で、合計で割りますと、2 万 4665 円が全国平均ということで、農水省のホームページに出てました。

この表から、現在、一反当たり、1 俵 1 万 2000 円という感じで相対契約で取引されていましたが、現在はお米自体が 2 万 4000 と約倍になってます。

そのことから、物納にすれば 1 万 2000 円に相当するのは 30 キロじゃないかということで下記の表のようになりました。

あくまでもこれはですね借主と貸主の間で決めることでありますので、一応、添田や赤村、田川市など、小作料情報を聞きましたが、各農業委員会とも、小作料に関しては農業委員会は関知していないということで、あくまでも本人同士が決めているので、大体相場的にはこのくらいの金額になっている、ないしは一反当たり、30 キロぐらいになっているみたいというふうな話でしたので、この表で行かせていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長

今、事務局のほうから説明がありました。何か御意見、ないですか。

これあくまで、参考としての基準ですから、これで決まりということじゃなくて、決まりはやっぱり相対取引の中でのことになり

ますので、そういう中で話が決まらない場合はこういうものを参考にしてくださいという資料でございます。
そういうことで認識していただければいいかなというふうに思いますのでよろしくお願いしたいと思います。
ほかに何かありませんか。
では、ないようですので以上をもちまして本日の議題は全て終了いたしました。
次回の総会は3月10日13時30分から開催いたします。
時間の間違いのないようお願いいたします。
以上を持ちまして、川崎町農業委員会2月総会を閉会いたします。
お疲れさまでございました。
ありがとうございました。

委 員

閉会 14 時 24 分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

●●番委員

●●番委員

議 長